

# モバイル定期券サービス事業 提案競技実施要項

## 1. 事業の名称

本事業は、「モバイル定期券サービス事業」とする。

## 2. 事業の目的

福岡市地下鉄で、既存改札機に導入している交通系 IC カードシステムを活用し、スマートフォン等において発行及び利用できる通勤定期券、通学定期券等(以下、「モバイル定期券」という。)のサービスを実施することにより、お客様の利便性の向上を図るものとする。

## 3. 事業の業務名称及び履行期間

福岡市交通局は、最優秀提案者と提案書及びプレゼンテーション審査時の議事に基づき「モバイル定期券サービス事業基本協定書」を締結し、その後、以下の業務委託を締結する。

### (1) モバイル定期券サービス事業 システム構築業務委託

契約締結日の翌日(令和8年9月予定)から令和10年3月中旬まで

※モバイル定期券サービス内容で開始時期が複数年度に及ぶ場合、その都度、契約を締結する

### (2) モバイル定期券サービス事業 運用業務委託

令和10年3月中旬から令和10年3月31日(金)まで(年度更新を予定)

## 4. 参加資格

次の各号を全て満たす者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公告日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下本実施要項において「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

(3) この提案募集の公告日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が不健全であると認められる者でないこと。
- (7)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。
- (8)複数者による共同提案の場合は、すべての事業者が(1)～(7)のすべてを満たし、本提案競技への単独又は他提案者との共同提案を行っていないこと。代表となる事業者等をあらかじめ定め、構成員の役割分担を明確にすること。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認めない。

#### 5. 提案競技及び各種契約スケジュール

提案競技の公募開始から、モバイル定期券サービス開始までのスケジュールは以下のとおりとする。  
なお、モバイル定期券サービスの開始日については、協議のうえ決定する予定である。

(1) 公募開始	令和8年6月18日(木)
(2) 質問書提出期限	令和8年7月3日(金)
(3) 参加申込期限	令和8年7月17日(金)
(4) 提案書提出期限	令和8年7月29日(水)
(5) 審査(プレゼンテーション)(予定)	令和8年8月5日(水)
(6) 最優秀提案者の決定及び公表(予定)	令和8年8月7日(金)
(7) モバイル定期券サービス事業基本協定書契約締結(予定)	令和8年9月上旬
(8) モバイル定期券サービス事業 システム構築業務委託契約締結(予定)	令和8年9月下旬
(9) モバイル定期券サービス開始(未定)※協議後決定予定	令和10年3月中旬
(10) モバイル定期券サービス事業 運用業務委託契約締結(予定)	令和10年3月中旬

## 6. 事業提案の内容

提案書は、次の内容を記載すること。

### (1) 業務遂行能力及びサービス提供実績

モバイル定期券サービス開始までの業務計画及び業務実施体制について提案すること。

また、他交通事業者に本事業同様のモバイル定期券サービスを提供した実績がある場合、提案すること。

### (2) モバイル定期券の種類及びサービス開始の時期

①令和10年3月中旬までに、地下鉄単独定期券(凡例:◎)のサービス開始を必須とする。

②令和12年3月中旬までに、九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という。)及び西日本鉄道株式会社(以下「西鉄」という。)の連絡定期券、並びに『乗っちゃリパス』、『ちかパス 65(地下鉄単独)』(凡例:○)のサービスを開始することとし、サービス開始時期を提案すること。

③福岡市地下鉄で取り扱うその他の定期券(凡例:△)について、モバイル定期券サービスが可能な場合、サービス開始時期を含めて提案をすること。

④発売するモバイル定期券の通用期間はいずれも1か月・3か月・6か月とする。

		大人						小児・割引		
		通勤定期券	通学定期券	(通勤・通学) ちかパス	乗っちゃリパス	ちかパス65	実習定期券	通勤定期券	通学定期券	その他定期券
地下鉄単独	全路線(各駅)	◎	◎	◎	○	○	△	△	△	△
JR九州連絡	筑肥線(下山門～唐津)	○	○	○	○	△	△	△	△	△
	唐津線(唐津～西唐津)	○	○	○	○	△	△	△	△	△
	鹿児島本線(門司港～大牟田)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	香椎線(西戸崎～宇美)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	篠栗線(吉塚～桂川)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	筑豊本線(若松～桂川)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
西鉄連絡	全路線(各駅) ※バス連絡を除く	○	○	○	○	△	△	△	△	△

### (3) モバイル定期券発行時等の操作方法

モバイル定期券の発行・利用について、お客様が使用しやすく操作性があるものとし、アカウント登録方法、購入時の発着駅、経由駅を選択、改札口利用時など、一連の操作方法を提案すること。

### (4) モバイル定期券購入時の決済方法

モバイル定期券購入の決済時に利用可能なクレジットカードのカードブランド及び種類等について提案すること。また、クレジットカードを利用しないお客様の決済方法について提案すること。

### (5) モバイル定期券の券面表示方法

モバイル定期券の券面は福岡市地下鉄専用の券面デザインとするとともに『券種』、『通用期間』、『定期区間』など必要な項目を表示することとし、スマートフォンで表示する予定の画面イメージを提案すること。なお、券面デザイン及び表示項目については、別途協議のうえ決定する。

#### (6) サポートセンターの概要

通学定期券等の承認が必要な業務及びお客様の問い合わせに対応するサポートセンターについて、人員体制、対応時間、承認必要時間、承認方法(利用するシステム・チェック体制)、繁忙期の対応等を提案すること。

#### (7) モバイル定期券の払戻し方法

モバイル定期券の払戻しもスマートフォンで可能とすること。また、払戻しを行う場合の手数料は「福岡市高速鉄道乗車料金等条例」に定める額とすること。なお、払戻し額の算出方法については、考え方を提案すること。

#### (8) モバイル定期券サービス事業の費用

システム構築業務委託の委託費、運用業務委託の手数料(令和10年度～令和19年度。モバイル定期券発売金額に対する手数料率)を提案すること。

システム構築業務委託の委託費については、サービス開始時期が異なる場合は、各々の委託費を提案すること。なお、令和10年3月中旬までにサービス開始に必要なシステム構築業務委託の委託費上限は 230,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とする。

運用業務委託の手数料については、サポートセンターの運用費やシステム保守費、決済手数料等を含むものとし、別添の資料1「モバイル定期券売上見込み」に基づき提案すること。なお、モバイル定期券発売金額に対する手数料率の 上限は2.5%とする。また、手数料率は、販売額に応じて料率の変更を可能とする。

#### (9) 将来の費用負担の考え方

福岡市地下鉄・JR 九州・西鉄の運賃改定、駅名変更、新駅追加時及びシステムの老朽化等に伴う費用負担の考え方、並びに概算額を提案すること。

#### (10) モバイル定期券利用者に対する付加価値創出

お客様がモバイル定期券を利用する事に伴い、提案者がお客様に対して提案できるサービスがある場合、その内容を提案すること。

### 7. モバイル定期券サービス事業システム構築業務委託基本事項

(1) 構築時に全国相互利用試験環境にて、発行したモバイル定期券での全国相互利用他社とクロス試験の実施について協力すること。

(2) モバイル定期券の発売・払戻しに係る売上情報及び定期券情報について、福岡市地下鉄で取り込めるデータとして連携すること。データの連携方法やフォーマット等は協議によるものとする。

(3) モバイル定期券発売情報が確認できる情報端末を福岡市交通局に設置すること。

(4) モバイル定期券は、福岡市地下鉄に設置している改札機の交通系ICカードの読取部にタッチすることで利用が可能(※)であること。また、乗り越し等がある場合も通常の交通系ICカードシステムと同様にSF残額から決済可能であること。

※ 日本鉄道サイバネティクス協議会が定める IC カード乗車券規格に準拠したものであること。

なお、前提として提案する発行事業者の IC 媒体は地下鉄改札機の定期券判定の対象とする。

(5)福岡市交通局が所有する改札機、清算システム等に必要な改修は本提案に含まないものとする。

## 8. 提案に関する質問

提案競技に関する質問を行う場合は、「提案競技質問書(様式1)」にて提出すること。

### (1)受付期限

令和 8 年7月3日(金)16時までとする。

### (2)提出先

「19. 提出先・問合せ先」のとおりとする。

### (3)提出方法

電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

### (4)回答方法

福岡市地下鉄ホームページに掲載する。

### (5)回答掲示期間

令和 8 年7月10日(金)から令和 8 年7月29日(水)16時までとする。

## 9. 参加申込手続き

提案競技に参加する場合は、下記のとおり必要書類を提出すること。

### (1)提出期限

令和 8 年7月17日(金)16時まで(必着)とする。

### (2)提出先

「19. 提出先・問合せ先」のとおりとする。

### (3)提出方法

原本を郵送(必着)または持参すること。

※「郵送」の場合は特定記録又は簡易書留で送付とし、「持参」の場合は受付時間を平日9時～16時までとする。

### (4)提出書類(各1部)

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公告日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にとっては、②～⑨の提出は不要とする。

① 提案競技参加申込書(様式2-1号)

② 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2)法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

※身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の 納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式2-2号)

注)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式2-3号)

注)様式2-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式2-4号)

注1)様式2-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2)個人の場合は、様式2-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 外国に本店がある事業者(日本に支店登記がない場合)の申請注意事項

- ① 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- ② 提案競技参加申請書は日本語で作成するとともに、その他の提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。
- ③ (4)に掲げる提出書類のうち、②及び③については、本来必要な書類に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。
- ④ (4)に掲げる提出書類のうち、④及び⑤については、省略することができる。

(6)その他

- ① 参加申込後にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和8年7月29日(水)16時までに「提案競技参加辞退届(様式3)」を交通局総務部 DX 推進課(「19. 提出先・問合せ先」のとおり)まで提出の上、辞退する旨の電話連絡をすること。
- ② 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

## 10. 提案書の提出

提案競技参加申込を行った者は下記の提出期限までに提案書を提出すること。

(1)提出期限

令和8年7月29日(水)16時まで(必着)とする。

(2)提出先

「19. 提出先・問合せ先」のとおりとする。

(3)提出方法

原本を郵送(必着)または持参すること。

※「郵送」の場合は特定記録又は簡易書留で送付とし、「持参」の場合は受付時間を平日9時～16時までとする。

(4)提出書類

提案書 計2部

【提出方法:提案書】

- ① 提案書は、紙媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出し、別途、正本、副本の各データを電子メール等により提出すること。
- ② A4 サイズ、上部綴じとし、1枚目は表紙、2枚目以降にページ番号を一連で記載すること。印刷の向き(縦横)、縦書き横書きは問わない。
- ③ 表紙には、宛名「(宛先)福岡市交通事業管理者」、表題「モバイル定期券サービス事業提案書」、「提出年月日(和暦)」を記載すること。
- ④ 見積の内容について、記載すること。(様式は任意とする。)
- ⑤ 正本には事業者名を記載すること。

⑥ 副本には全般にわたって参加者名(企業名)がわかるような記述は一切しないこと。

(5)留意点

- ① 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものとみなす。
- ② 提案書作成により生じた諸費用については、福岡市交通局は負担しない。
- ③ 1事業者(1共同事業体)1提案とし、複数の提案は認めない。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出後の書類の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) すべての提出書類は返却しない。なお、提案書等は本事業の審査以外の目的で参加事業者に無断での使用は行わない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- (4) 選定された提案は協議により内容を変更することがある。

## 12. 提案内容の審査

### (1) 審査概要

提案競技参加申込者は提案書に基づき以下のとおりプレゼンテーション審査及び質疑を行う。

#### ① 日時

令和8年8月5日(水) 13時30分より順次(予定)

#### ② 場所

対面(福岡市交通局会議室(福岡市中央区大名2丁目5-31))またはオンライン(提案者希望による)

#### ③ プレゼンテーション概要

参加事業者による説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。出席者は3名までとし、提出された提案書をもとに説明を行うこと。なお、PC での説明を行う場合に必要なスクリーン及びプロジェクタは交通局で準備するため、必要に応じて活用すること。提案事業者側 PC との接続は HDMI ケーブルを準備する。

※プレゼンテーション審査の日程等の詳細については参加事業者へ別途、通知する。

#### ④ その他

説明等は提出した提案書をもとに行うが、質問の回答において補足が必要な場合は、追加資料で当日の投影も可能とする。

### (2) 審査及び評価方法

本事業においては、福岡市交通局が設置する選定委員会で、次に示す評価基準をもとに総合的に提案内容を審査する。選定委員会の結果を踏まえ、提案事業者について順位を決定し、最優秀提案者を契約相手方候補として決定する。なお、最優秀提案者(契約相手方候補)との契約に向けた協議が不調となった場合を想定し、評価点が2番目に高い事業者を次点者とする。

評価項目	配点(最高)
業務遂行能力及びサービス提供実績(実施体制及び構築・運用委託の実施計画等)	10
モバイル定期券の種類及びサービス開始の時期	20
モバイル定期券発行時等の操作方法(アカウント登録及び定期券購入方法等)	10
モバイル定期券購入時の決済方法(決済の種類及び決済方法等)	5
モバイル定期券の券面表示方法(定期券情報の表示、券面イメージ等)	10
サポートセンターの概要(実施体制及び運用方法等)	10
モバイル定期券の払戻し方法(払戻し方法、払戻し額算出の考え方等)	10
モバイル定期券サービス事業の費用(システム構築費及び運用費(10年間)の合計)	100
将来の費用負担の考え方(運賃改定、駅追加及びシステム更新時の費用等)	20
モバイル定期券利用者に対する付加価値創出(利用者に対するサービス提案等)	5
合計	200

※選定委員会の全委員の平均評価点が120点未満(200点満点)の事業者は選定しないものとする。

## 13. 審査結果の通知

12.(2)の審査結果については、参加事業者に電子メールにて通知する。また、最優秀提案者については、福岡市地下鉄ホームページで公表する。なお、審査結果に関する質問は一切受付けない。

#### 14. 契約の締結

福岡市交通局は最優秀提案者と提案内容を基にモバイル定期券サービス事業を円滑に進めるために『モバイル定期券サービス事業 基本協定書』を締結する。

なお、以下のいずれかに該当する場合、または、疑義が発生し協議が整わない場合は、最優秀提案者との契約は行わず、次点者と基本協定書締結手続きのための協議を開始する。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、提案事業者が業務を行うことについてふさわしくないと福岡市交通局が認めた場合
- (4) 資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められる場合
- (5) 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結まで措置要領別表 第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合

#### 15. 著作権等(本事業における知的財産権について)

- (1) 本事業におけるサービス及び成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、福岡市交通局の事前保有物を除き、最優秀提案者で基本協定書を締結したもの(以下、受注者とする)に帰属する。
- (2) 受注者は福岡市交通局に対し、福岡市地下鉄の業務において本サービスを利用する目的で、成果物のデザイン等を印刷物などで二次利用を行えるものとし、受注者は福岡市交通局または福岡市交通局が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
- (4) 成果物にオープンソースソフトウェア(OSS)又は第三者コンテンツ等が含まれる場合、受注者は当該ライセンス条件を遵守するよう成果物を構成する。

#### 16. 本事業における留意事項

- (1) 関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。
- (2) 本事業に係る業務の遂行にあたっては、受注者は、交通局と十分な協議および連絡を行うこと。
- (3) 本事業に係る委託内容は、交通局と受注者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等については、両者協議の上、決定する。
- (4) 本事業に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者の責任により対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 成果物を納品した後において、成果物や業務履行上の瑕疵が判明した場合には、受注者の責任において適切に対処すること。

- (6)受注者は、本委託に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡市交通局の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7)本要綱及び「モバイル定期券サービス事業 基本協定書」に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。
- (8)本業務の全部又は主たる部分を再委託することは禁止する。
- (9)この提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き日本語及び日本国通貨に限る。

## 17. 苦情申立てについて

- (1) 本件の提案競技手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。ただし、苦情を申し立てることができる者及び苦情を申し立てることができる期間は限られている。
- (2) 本件の提案競技手続に関し、苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、提案競技の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (3) 苦情申立てについての詳細が掲載されているホームページアドレス  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law-complaint.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html)

## 18. 添付資料

- (1) 様式1 提案競技質問書
- (2) 様式2-1 提案競技参加申込書
- (3) 様式2-2 委任状
- (4) 様式2-3 誓約書
- (5) 様式2-4 役員名簿
- (6) 様式2-5 個人用財務諸表
- (7) 様式3 提案競技参加辞退届
- (8) 資料1 モバイル定期券売上見込み

## 19. 提出先・問合せ先

福岡市交通局総務部 DX 推進課 IC カード等担当主査(担当:今、浦江)  
〒810-0041 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号  
TEL:092-732-4120

FAX:092-721-0754

e-mail:dx.tb@city.fukuoka.lg.jp